

事 務 連 絡

平成 22 年 3 月 3 日

岐阜労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

福島労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない

記



専 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

埼玉労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

鹿児島労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

愛知労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記

[Redacted signature area]

事 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

茨城労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者として差し支えない。

記



事 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

埼玉労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、協議の結果、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者とならないものとする。

記



事 務 連 絡

平成 2 2 年 3 月 3 日

神奈川県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、協議の結果、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者とならないものとする。

記



事 務 連 絡

平成 22 年 3 月 3 日

群馬労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（医療福祉担当）

筋電電動義手の研究用支給にかかる協議について（回答）

下記の筋電電動義手の研究用支給を希望する者については、協議の結果、平成 20 年 3 月 31 日付け基発第 0331006 号（改正平成 21 年 3 月 31 日付け基発第 0331026 号）の別添「筋電電動義手の研究用支給実施要綱」に定める研究用支給の対象者とならないものとする。

記

